

研究会の趣旨・目的について

基本的な考え方

- 我が国における住民の把握・記録を行う制度は、明治4年の戸籍法制定以降、産業経済の発展や交通機関の発達に伴う都市への人口移動、市町村における事務処理の合理化等の要請を踏まえ、「寄留制度」(大正3年)「住民登録制度」(昭和26年)を経て、現在の「住民基本台帳制度」(昭和42年(1967年))に至っている。
 - また、住民基本台帳制度についても、情報化の進展に伴い、全国共通の本人確認を可能とする「住民基本台帳ネットワーク」が創設され、更には行政機関間の情報連携を可能とする「マイナンバー制度の基盤」となるなど、時代の変遷とともに進化を遂げてきた。
 - 近年、「人口減少・高齢化社会」「インターネット社会」の到来や人々の価値観の変化に伴い、国民のライフスタイルが大きく変貌している。「グローバル化」に伴うインターネットによる取引ニーズの増加、「無縁社会」といった言葉に象徴されるような「家族形態の変化」等の中で、より広範な住民の居住関係を公証する必要性が高まっている。
- ⇒ これらの時代の変化に対応し、「在外邦人のアイデンティティの公証」(より広範な空間軸における居住関係の公証)や「個人の生涯にわたるアイデンティティの公証」(より長期の時間軸における居住関係の公証)を可能とする住民基本台帳制度・公的個人認証サービスのあり方を検討することが必要。

グローバル社会

- ・ 海外長期滞在者数の増加
(1968 : 約5万人 ⇒ 2016 : 約87万人)【16.3倍】
- ・ 海外永住者数の増加
(1968 : 約27万人 ⇒ 2016 : 約47万人)【1.7倍】
- ・ 海外からの戸籍法に基づく身分関係の変更届出数
(出生、婚姻、離婚、死亡等)(2016) 約3万8千件
- ・ 在外選挙人名簿登録者数(2016) 約10万5千人
- ・ 在外公館における一般旅券発給数(2016) 約12万4千冊
- ・ 海外からの年金現況届出数(2016) 約3万4千件

家族形態の変化

- ・ 平均寿命の上昇
(1967^(※1) : 男69歳 女74歳 ⇒ 2040 : 男83歳 女90歳)【男14歳↑ 女16歳↑】
(※1) 1967年 : 住民基本台帳制度創設
- ・ 死亡者数の増加(1967 : 約68万人 ⇒ 2040 : 約167万人)【2.5倍】
- ・ ひとり暮らし世帯の増加
(1970 : 約614万世帯 ⇒ 2035 : 約1,846万世帯)【3.0倍】
- ・ 高齢者ひとり暮らし世帯の増加
(1970 : 約44万世帯 ⇒ 2035 : 約762万世帯)【17.4倍】
- ・ 生涯未婚率^(※2)の増加
(※2) 50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合
(1970 : 男約2% 女約3% ⇒ 2035 : 男約29% 女約19%)【男19.3倍 女7.6倍】
- ・ 離婚率の増加(1967 : 0.84/千人 ⇒ 2016 : 1.73/千人)【2.1倍】

「グローバル社会」「インターネット社会」への対応

○ 現行、海外転出時に住民票が消除され、これに伴い電子証明書も失効するため、インターネットを活用する機会が多いと考えられる海外在住者にとって、公的個人認証サービスが活用できない状態。

⇒ 海外転出後に必要な申請、届出や契約等をインターネットで可能とする基盤を構築するため、現行制度下において海外転出後も有効な台帳である「戸籍の附票」を基に新たな電子証明書を発行することができないか検討を行う。

(主な検討事項)

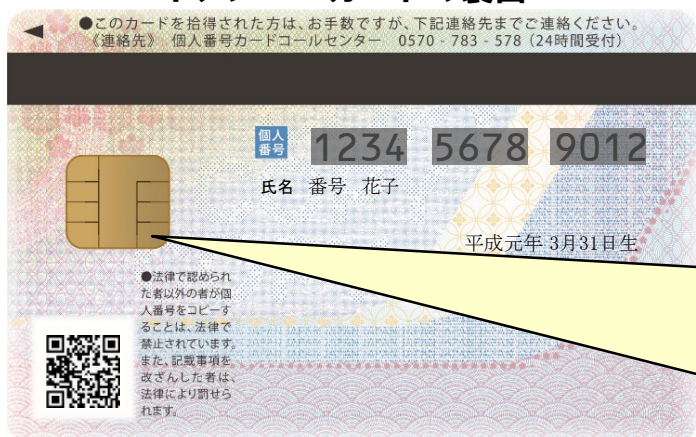
利用可能とする電子証明書の種類、有効期間、実施主体や事務フローの整理、戸籍の附票の記載事項の拡充

○ また、現行の「戸籍の附票」を活用した住民票と戸籍の連携事務は、基本的には郵送でやりとりが行われており、その事務の合理化を図ることが必要。

⇒ 上記の検討にあわせ、戸籍の附票に関する各種事務を効率的に処理できるよう、戸籍の附票のネットワーク化に向けた検討を行う。(ネットワーク化に向けた制度設計、ネットワーク化により効率化する事務についての整理)

(参考)

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内の電子証明書

氏名 番号 花子 生年月日 平成5年3月31日 性別 女 住所 ○○県■■市△△町 ◇丁目×番▽号 発行番号 S1111 発行年月日 ○年○月○日 有効期間 ○年○月○日 発行者 機構 署名用公開鍵	発行番号 R2222 発行年月日 ○年○月○日 有効期間 ○年○月○日 発行者 機構 利用者証明用公開鍵
--	--

(署名用電子証明書) (利用者証明用電子証明書)

公的個人認証サービスについて

- ・ 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いてインターネット上での本人確認や電子申請等を可能とするサービス。
- ・ この電子証明書は、市町村が管理する「住民票」を基に発行されるもの。
- ・ マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。

【現在の利用例】

e-tax、マイナポータルログイン、住民票の写し等のコンビニ交付、証券口座開設、住宅ローン契約等

「家族形態の変化」への対応

○ 家族形態が変化していく中で、

- ① 婚姻・離婚や転出入を繰り返したとしても、過去の住所に基づいて行った契約等に起因する諸手続(不動産の売買手続、自動車の廃車手続、休眠預金の利用等)において、過去と現在の連続性等自分自身の生涯のアイデンティティを公証する手段の整備
- ② 人が死亡した場合に必要な相続手続(不動産、金融資産等)等において、円滑に相続人等を探索する手段の整備(「所有者の特定が困難な土地」における所有者探索等)

が求められている。

⇒ これらの諸問題に対応するため、個人情報保護を前提として、これまで「残っているもの(除票)を残っている限りで使う」ものであった住民票及び戸籍の附票の除票について、「積極的に残して様々な場面で使う」ものとして、住民基本台帳上の台帳として位置づけるべく検討を行う。

(主な検討事項)

住民票・戸籍の附票の除票を住民基本台帳上の台帳とすること、その保存年限の延長、個人情報保護との関係、写しの閲覧・交付制度の整備

(参考)

住民票

住 民 票									
氏名	明 大 昭 平	男	世帯主	続柄	世帯員	住所	住民となつた年月日	昭和	筆頭者
	年 月 日 生	女		病	世帯員		年 月 日	昭	
住所	[Red dashed box]						昭和	昭	
本籍	[Red dashed box]						昭		

戸籍の附票

本籍	住所	住所を定めた年月日	氏名
	住	年 年 年 年 年 年	
	所	月 月 月 月 月 月	
		日 日 日 日 日 日	

住民票及びその除票について

- ・ 「住民票」は、市町村における住民の現在の居住関係(現住所)を公証することが目的。住民基本台帳法に基づき、市町村ごとに作成される。
- ・ ある住民が死亡したり、他の市町村に転入したりすると、住民票は消除。消除された住民票(=住民票の除票)の保存期間は、住民基本台帳法施行令において5年としている。

戸籍の附票及びその除票について

- ・ 住民票の氏名等の情報を戸籍の氏名等の情報と一致させるため、住民票と戸籍を連携させるものとして「戸籍の附票」が存在。戸籍の附票には、これまでの住所の履歴が記載されている。
- ・ 戸籍の附票は、住民基本台帳法に基づき、戸籍を単位に作成されるため、戸籍がある限り戸籍の附票も存在し、戸籍に記載されている者全員が死亡した場合には、戸籍が消除され、戸籍の附票も消除。消除された戸籍の附票(=戸籍の附票の除票)の保存期間は、住民票の除票と同様、住民基本台帳法施行令において5年としている。